紀の川流域委員会の運営方針(案)

	準備会議		流域委員会
1	紀の川流域委員会準備会議の運営方針(審議の進め方や公開方法等)は準備会議で決定するものとする。また、審議結果のとりまとめや会議内容の公表も準備会議が行うものとする。	1	紀の川流域委員会(以下「委員会」という。)の運営方針(審議の進め方や公開方法等)は委員会で決定するものとする。また、審議結果のとりまとめや会議内容の公表も委員会が行うものとする。
2	近畿地方整備局は河川管理者の立場で説明や意見の表明を行うことがあるが審議には関与しないものとする。	2	近畿地方整備局は、河川管理者として、委員長の許可を得て、委員の要請に対して若しくは自らの発意で発言できるものとする。
3	審議の過程で一般住民から意見を聴取する必要が生じた場合は 、議長の判断により、聞く場合がある。	3	審議の過程で委員以外の者から意見を聴取する必要が生じた場合 は、委員長の判断により、聞く場合がある。
4	会議内容等に関する意見については、郵送、FAX、電子メールにより受け付ける。受け付けた意見については、議長が審議内容にするか判断する。	4	委員会の内容等に関する意見については、郵送、FAX、電子メールにより受け付けるものとする。なお、受け付けた意見の取り扱いについては委員長が判断する。